

大分市議会議員の請負の状況の公表に関する事務取扱要領

(令和 5 年 12 月 12 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、大分市議会議員の請負の状況の公表に関する要綱（令和 6 年 4 月 1 日施行。以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第 2 条 要綱第 2 条第 1 項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第 1 号）又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものをいう。以下同じ。）により行わなければならない。

2 要綱第 2 条第 2 項の規定による訂正は、訂正届（様式第 2 号）又は電磁的方法により行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第 3 条 議長は、要綱第 3 条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第 4 条 要綱第 4 条第 2 項の規定による閲覧（以下この条及び第 6 条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して 15 日を経過する日の翌日から、大分市荷揚町 2 番 31 号大分市議会事務局内において、午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分までの間（大分市の休日を定める条例（平成元年大分市条例第 13 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（第 6 条において「休日」という。）を除く。）にすることが

できる。

- 2 閲覧に係る報告及び訂正は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。
- 3 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 4 議長は、前3項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 要綱第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書(様式第3号)又は電磁的方法により行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第6条 要綱第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

- 2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日(以下この項において「閲覧開始日」という。)が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日から始まる会計年度における請負から適用する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

大分市議会議長 殿

大分市議会議員 _____

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合は、その旨）	昨年度（会計年 度）に支払を受け た額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注）契約金額及び支払を受けた額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

大分市議会議長 殿

大分市議会議員

訂正届

大分市議会議員の請負の状況の公表に関する要綱第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正を届け出ます。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

大分市議会議長 殿

氏名 _____

住所又は居所

〒

Tel _____ (_____)

複写申込書

大分市議会議員の請負の状況の公表に関する要綱第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲